DLN 受験・更新・再更新・延長申請に関する　Q&A

＜Ⅰ　受験資格に関して＞

Q1：准看護師から看護師となり准看護師の看護実務経験は 5 年あります。この期間はどうなりますか？

A：受験資格は「看護師」としているため、准看護師の実務経験期間は含まれません。 受験資格取得要件として、看護師経験 5 年が必要となります。受験時に見込みで可能です。

Q2：海外での透析施設の勤務経験は、実務経験として認められますか？

A：海外での勤務経験も実務経験として加算されます。

Q3：転職や退職で、以前の職場からの証明書類（様式 2・3）が得られない場合はどうすればいい ですか？

A：必要書類（様式 2・3）に自己記載し、証明（施設長名と印）が得られない理由を 記載してください。既定の書式はありません。

Q4：学会員を休職や進学などの理由で途中会員をやめていた期間があります。 以前の入会期間を合わせると 3 年は会員です。受験できますか？

A：平成 27 年度より会員歴が通算 3 年で受験できるようになりました。是非受験してください。

Q5: 看護師としての 5 年間の看護実務経験は、受験の時点ですか？

A: 受験の時点ではなく、年度末の「見込み」まで算定できます。

Q6: DLN 受験したいのですが、「看護実務経験 5 年間の見込み」とはいつまでのことですか？

A: 日本腎不全看護学会の法人化に伴い、年度の考え方は、平成 27 年より、9 月から 8 月と変更になりました。今後の受験は、毎年 5 月に開催されます（平成 28 年度の受験は、今までは 29 年の 1 月となるところですが、29 年 5 月となります）。従いまして、看護実務経験の 5 年間は、8 月末をもって算定してください。

＜Ⅱ ポイントに関して＞

Q1：認定試験に向けてセミナーに参加しています。ポイント証明には何が必要ですか？

A：参加証または領収書が必要となります。参加者氏名・セミナー名・参加日の 3 点が記入されたものが有効となります。受験申請時まで大切に保管してください。

Q2：受験資格ポイントは、入会してからでないとポイント加算できないのですか？

A：日本腎不全看護学会主催のセミナー・研修・学術集会は、入会してからがポイントの対象 となりますが他の関連学会や登録されている地方会については、本学会への入会歴に関 係なく、

参加を証明するものがあればポイントの申請をしていただけます。

Q3：透析療法指導看護師の認定資格者です。受験申請時に 30 ポイントより多くポイントを申請し ましたが、余っている筈のポイントは更新時のポイントとして有効ですか？ また、申請時に使用しなかったポイントについては、その次の更新には使用できますか。

A：本来は、認定期間の 5 年間の 4/1～3/31 に取得したポイントが有効ですので、再更新のポイ ントとしては無効となります。しかし、更新、再更新につきましては申請期間が 3 か月と長いの で、個別対応を致します。 更新時に使用せずに手元に残ったポイントが、申請した年の 1/4～3/31 のポイントであれば、 その旨を但し書きして再更新時に提出ください。ポイントとして換算致します。

Q4：地方の会員ですが、地元で行われるセミナーは認定試験のポイント対象となりますか？学会主催のセミナーになかなか参加できずにいるのでお願いします。

A：【受験申請ポイント取得対象の地方会一覧】に登録されていれば、参加や発表でポイント が取得できます。登録されていない場合には、会員ご自身がポイント取得対象とするため の登録申請をしてください。申請書は学会ホームページから取り出すことができます。

Q5： 6 学会以外の腎不全関連研究会に参加のポイントについて、「年に複数回開催の会でも申請は 2 回まで」とありますが、どういう意味ですか？

A：地方会の主催者が同じ場合を限定しております。年間に 2 回以上開催している同じ主催 者の研修会の場合は、1 年間に 2 回までしか認めておりません。地方会の主催者が異な れば、当然ですが何回でもポイントは取得できます。

＜ 認定更新・再更新の延長に関して＞

Q1：大学進学や認定看護師の教育課程に進んだ場合、延長申請は可能ですか？

A：可能です。但し、大学や大学院または通信大学による期間延長は、学業に専念する場合 を認めるため、大学の証明書類が必要となります。 認定研修の受講証明、または職場の証明書の提出をして下さい。

Q2：更新・再更新の申請期間の延長が認められるのはどのような場合ですか？

A：長期の病気療養、育児休暇中や介護休暇、進学や海外在留等が該当します。 長期休職の場合は職場の証明書類や診断書が必要です。 申請期間中に体調不良などで申請が困難な際は、医師の診断書を提出してください。 また、自宅介護で証明書が得られない場合は、「家族である申請者が家族の介護を要す る状況にある」という一文の入った、職場や友人など第 3 者の証明書を提出してください。 いずれの場合も、延長申請の承認は認定審査会の審査結果を待っていただくことになります。 （平成 28 年度から、延長申請期間は５月に限定されています）。 更新延長申請要項をホームページに掲載していますので、参照して下さい。

Q3：更新・再更新の申請期間の延長に必要な手続きはどうしたらいいですか？

A：認定失効前の 5 月の 1 ヶ月間に、延長理由と証明書を提出して申請を行ってください。 書

式の定めはありません。 審査料（登録料も含みます）として 2 万円を納める必要があります。延長は最長 3 年まで認められますが、1 年ごとに上記手続きを行ってください。更新延長申請要項をホームページに掲載していますので、参照して下さい。

Q4：DLN 資格を取った後、休職や進学などの理由で途中会員をやめていた期間があります。以前の入会期間を合わせると 5 年は会員です。更新・再更新は可能ですか？
A：平成 27 年度より、更新までの期間の 5 年間は継続会員であることが、条件として明記されまし た。更新・再更新はできません。

＜更新時における学会発表の要件に関して＞
Q1：更新の要件に日本腎不全看護学会で筆頭者として発表していることとありますが、忙しくて 研究することが難しい状況にあります。
A：多くの時間を要する本格的な研究ばかり求めているわけではありません。 更新に際し準備されている事例を「事例報告」としてポスターで発表していただければ、共 有のいい機会となります。自身の事例報告であれば、筆頭者として発表できると思います ので、是非発表に繋げてください。

Q2：更新の要件に日本腎不全看護学会で筆頭者として発表していることとありますが、別の学会 で発表した分は認められますか？
A：日本腎不全看護学会に限定します。

＜Ｖ再更新時における学会発表支援の要件に関して＞
再更新の条件の「日本腎不全看護学会でスタッフが発表（口演・ポスター・交流集会）できるよう 支援すること」について
Q1： 5 年間、自身が筆頭者として発表もしていませんし、スタッフの発表も支援できていません。
A：再更新者には、更新者と同様、日本腎不全看護学会で筆頭者として発表をしていただきたいと思います。ただ、管理的な立場になることで、自身が発表する機会が少なくなることも考慮しました。その場合は、スタッフが学会発表できるような支援をお願いしたいと思います。 5 年間で発表までの成果は得られなくても、発表に向けて支援している旨を記載して下さ い。学会発表は、研究だけでなく事例報告も推奨しています。受験や更新の際の事例を 「事例報告」としてポスターで発表するように支援をお願いします。発表は、日本腎不全看 護学会と定めています。日本腎不全看護学の発展に寄与するためにもご協力をお願いし ます。

Q2：現在、研究支援を行っていますが、次年度の発表となりそうで、今年の学会には間に合いそ うにありません。このような場合はどうなりますか？
A：現在取り組んでいる支援内容を具体的に記載してください。

Q3：交流集会での発表をするように支援した場合、グループでの発表となってしまいますが、そ

れでもよいですか。
A：交流集会のグループの支援でも大丈夫です。該当します。

Q4：発表するよう支援するのは「JANN」の学術学会に限りますか。 他の学会では認められませんか。
A：腎不全看護学会に限定しております。腎不全看護学会の発展への貢献を願っておりますので、ご協力をお願い致します。

＜ 再更新の事例課題について＞
Q：再更新では、「A パターン：看護実践」と「B パターン：看護管理」とで事例報告の内容が異なっ ています。B パターンを選択した場合は、「看護管理 2 事例・人材育成 2 事例」ですが、例えば 管理 1 事例、人材育成 1 事例、看護実践 1 例、業務改善 1 例なども認められますか？
A：認められません。 A パターン（看護実践者用）か B パターン（看護管理者用）のいずれかを選択してください。